

令和5年6月27日

保護者・保証人の皆様

東京都立新宿山吹高等学校長

永浜 裕之

(公印省略)

電動キックボードに関する本校での取り扱いについて

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年7月1日より改正道路交通法が施行され、電動キックボードは特定小型原動機付自転車に分類され16歳以上であれば免許証が不要で運転できるようになりますが、本校では電動キックボードによる通学は、禁止とします。

【問合せ先】 東京都立新宿山吹高等学校

定時制副校長 古島俊雄

電話03(5261)9771